

2004年度 政策制度要請 埼玉県回答

回答評価 : 前進 : 一部前進 x : 前進せず 今後の方向性 A : 完了 B : 継続・再検討 C : 断念
 - A : 完結 - B : 前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
 - B : 一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。 - C : 一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
 x - B : 新たな視点と切り口から再検討が必要。 x - C : 現状では無理と判断。

- A : 9項目 - B : 5項目 - B : 9項目 - C : 1項目 x - B : 8項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>・総合経済・産業政策 1. 「彩の国産業振興・雇用創出戦略」のプロジェクトである「埼玉県版産業クラスター形成に向けて」を具現化するため、全庁的な取り組みをはかり先行的モデル事業である環境・情報通信産業分野の具体的な事業化を進めるとともに、福祉分野（新製造技術）での施策展開をはかること。</p> <p>また、産業クラスター形成にあたっては、県内の中小企業および大学、各種研究機関との連携協力に向け、積極的な広報活動をはかること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>本庄地方拠点都市地域における先行的モデル事業である環境産業クラスターおよび情報通信・映像産業クラスターの施策展開では、県の機関との連携や大学の研究実態、地域ネットワークの活動状況など課題の抽出と方策の検討となっており、具体的な事業化への施策展開をはかる内容となっていない。</p> <p>産業クラスターの形成のためには、労働商工部による取り組みだけでは具現化への推進ははかれず、環境など産業クラスターの形成に関連する各部局による全庁的な取り組みが必要となっている。また、埼玉県を代表する</p>	<p><労働商工部産業企画課></p> <p>産業クラスターの形成につきましては、昨年度、「形成に向けて」という報告書を作成し、今後の施策展開を取りまとめました。</p> <p>産業クラスターの形成は一定の期間を要するものですが、着実な取り組みが重要であると考えています。</p> <p>そこで今年度は、本庄拠点都市地域を中心に県内大学の研究テーマと企業の事業化ニーズの実態を検証し、共同研究に向けた連携の可能性の検討、企業と大学の交流の促進に取り組んでいます。今後は、共同研究体の組成や事業化に向けた県の支援策、国の競争的資金への誘導など図り、事業化を促進してまいります。</p> <p>全庁的な取り組みにつきましては、埼玉大学や理化学研究所、県の外郭団体などの外部機関をはじめ、総合政策部、環境部、企業局など労働商工部以外の部局の職員も加えた推進委員会を設置し、産業クラスターの形成に向けた検討を行っております。</p> <p>提案の福祉分野については、経済振興プロジェクトチームの中間提言や産業技術総合センターを中心とした福祉機器の研究会設立の動きもあるなど、この分野は本県にとっての有望分野の一つであると考えられるので、推進委員会にて研究してまい</p>	<p>- B</p> <p>フォーラムの開催など広報活動において前進は見られるが、具体的な事業展開の進捗状況を見極めつつ、今後の要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>産業である「製造業」を活性化させるため、少子・高齢社会における福祉分野での新製造技術など具体的な施策展開が求められており、将来のマーケットを意識した具体的なテーマの提示が大学や研究機関、企業の参画を促し、企業群の形成とともに広域的なネットワーク構築につなげることが必要である。</p> <p>産業クラスター形成にあたっては、地域資源のネットワークづくりを推進するとともに、産業クラスターの核となるような企業や大学、研究機関などの有効活用が求められている。そのためには、「産業クラスター形成」広報活動の展開が今後の大きな課題となっている。</p> <p>2. 県内中小企業を支援する中小企業創造活動促進法および中小企業経営革新支援法の拡充をはかるため、各労働商工センターにおいて「中小企業革新支援法」の研修会など積極的な広報を実施すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>中小企業創造活動促進法および中小企業経営革新支援法は、埼玉県内の中小企業支援制度として製造業を中心に活用されており、中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の承認については、本年度より埼玉県労働商工部産業創出課から労働商工センター（中央、西部、東部、北部）での申請となっている。</p> <p>これらの支援制度は、中小企業の創造的事業活動の推進とともに、経営革新をはかるための重要な支援制度となっている。</p> <p>中小企業創造活動促進法を申請し認定を受ける中小企業数は、平成15年度25社（累計409社）と平成11年度の84社をピークに、ここ数年間は年平均26社程度と低迷している。また、中小企業経営革新支援法では平成11年度から年平均70社（累計351社）の承認となっており、申請する中小企業の拡充が進んでいない状況となっている。しかし、制度の利用企業をみると中小企業創造活動促進法の認定では305社が製造業であり従業員規</p>	<p>ります。</p> <p>広報活動につきましては、昨年3月に引き続き、本年2月に啓発のためのフォーラムを開催しております。クラスター形成には啓発が重要ですので、これからも広報に努めてまいります。</p> <p><労働商工部産業創出課></p> <p>中小企業経営革新支援法及び中小企業創造活動促進法の承認・認定の事務については、平成16年4月から、各労働商工センターに移管したところです。</p> <p>各労働商工センターでは、4月以降、商工会・商工会議所など管内の商工団体を集めての会議で、経営革新支援法の概要説明を行うなど制度のPRに努めています。</p> <p>また、商工会議所等が主催するセミナーや研修会で制度の説明を行ったり、管内の工業団地を訪問しPRを行うなど、積極的に広報活動を実施しているところです。</p> <p>産業創出課におきましても、年2回「中小企業経営革新セミナー」を開催し、経営革新に挑戦する中小企業の方々への支援及び制度のより一層の普及促進を図っています。</p> <p>今後も、制度の普及を図るため、積極的に広報活動を実施してまいります。</p>	<p>- A</p> <p>商工会・商工会議所などでのPRや工業団地において積極的な広報活動を実施していることから本要請を完了とする。</p> <p>なお、今後、中小企業経営革新支援法及び中小企業創造活動促進法の承認・認定を受ける中小企業数について、把握して行く。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>模内訳では10人未満が197社となっている。また、中小企業経営革新支援法の承認では190社が製造業であり従業員規模内訳では10人未満が86社となっており、従業員規模の小さい中小企業の支援に制度が利用されている実態となっている。中小企業支援のための制度活用の拡充をはかるには労働商工センターによる説明会など中小企業経営者への積極的な広報が必要となっている。</p> <p>3. NPO活動の促進と育成をはかるため、NPO法人設立支援助成事業の応募資格を拡充するとともに、NPO活動促進助成事業の広報活動を積極的に展開すること。</p> <p>また、NPO活動促進助成事業の助成を受けたNPOの活動成果とともに、評価についてホームページによる情報公開など積極的に公表すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>県内のNPO法人認証数は5月末現在で481団体となっており、平成15年度は193団体増加している。一方、市民団体のNPOは、約4千団体ともいわれている。NPOの抱える課題は、事業計画目標の明確化と役割の分担、計画的な実施に向けて社会的な資源である人、金、情報の組み合わせや計画を立てることができないなどのNPOが多いことである。特に、財政についての課題が大きな問題となっている。NPO法人設立支援助成（スタートダッシュ事業）の応募資格は、NPO法人設立申請中の団体や認証後6ヶ月以内のNPO法人となっており、応募回数については1回限りとなっている。埼玉県内のNPO活動の促進と育成をはかるには、NPO法人設立支援助成の応募資格を認証後1年以内に拡充するとともに、応募回数についても見直しをはかり活動間もないNPO法人を支援することが必要となっている。</p> <p>NPO活動促進助成事業では、応募した団体の事業については法人の名称と事業の概要をホームページで公表することとなっている。今後、さらにNPO活動の促進をはかるには、助成事業の積極的な活用が必要である。</p>	<p>< 総務部NPO活動推進課 ></p> <p>今年度から実施しているNPO活動促進助成事業のうち、NPO法人設立支援助成（前期）には52件の応募があり、11件の助成を決定しました。</p> <p>募集にあたっては、助成制度の概要について記者発表を行い、ホームページに掲載するとともに、応募資格がある団体にはダイレクトメールでご案内しました。また、募集説明会も2回開催し、事業の周知と活用促進を図りました。さらに、助成事業の応募状況や決定団体についてもホームページに掲載し、広く県民に情報公開しているところです。今後とも積極的に広報活動を行ってまいります。</p> <p>NPO法人設立支援助成の応募資格等については、この助成の趣旨や後期募集の状況を踏まえ、来年度のNPO活動促進助成運営委員会で検討してまいります。</p> <p>また、助成を受けたNPO法人については、公開の事業報告会や報告書の作成およびホームページにより、広く県民やNPOに、その活動成果や評価を積極的に公表してまいります。</p>	<p>- B</p> <p>記者発表を行なうなど、各NPO団体への広報活動により初年度のスタートとしては、多くの応募があり、促進が図られていると考える。</p> <p>今後、助成を受けたNPO活動成果の評価などについて情報公開とともに、助成応募資格の状況を確認し再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>そのためには、選考されたNPO活動事業の成果とともに評価システムを導入し、ホームページなどをつうじて公表することが必要である。また、NPO活動促進をはかるため、積極的な広報活動を展開することが重要となっている。</p> <p>・雇用・労働政策</p> <p>1．新しい時代に対応した県民の職業能力開発と、就業支援施策の拡充に重要な役割を担うキャリアアドバイザーの養成を早急に行うために、手軽な養成講座から専門的な講座までステップアップできる制度を構築すること。</p> <p>また、キャリアアドバイザーの専門分野及びランクを明確にし、修了者に公的資格を県として位置づけること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>キャリア支援を行う人材として、キャリアアドバイザーの養成は喫緊の施策課題となっているが、現状の失業者への対応人数としてはまだまだ十分とは言えない。キャリアアドバイザーの増員が進まない要因として、養成講座が数日から長期にわたるものが多く受講者が躊躇する状況にある。より多くの方が受講するためにも、スタート段階での講座は手軽な内容として、初級、中級、上級へと徐々にステップアップする制度が求められている。</p> <p>また、現状の資格は様々な呼称がありランクも明確化されていないことや、一部を除いて公的に認められていないことも、講座への魅力が低く受講者の少ない要因となっている。キャリアアドバイザーの活躍の場を広げ様々なニーズに対応するためにも、スキルの維持・向上に向け、評価制度を設け、専門分野(若年・中高年・高齢者)及びランクを明確にするとともに、公的な資格と位置づけることが必要である。</p>	<p><労働商工部職業能力開発課></p> <p>県では、キャリア支援を行う人材を育成するために、キャリアコンサルタントの養成を平成15年度から実施しているところであります。</p> <p>平成16年度においては、キャリアコンサルタントを養成するために、求職者対象訓練としてキャリアコンサルタント養成科を訓練期間2か月、定員20人で実施するとともに、親や学生、フリーター等を対象とした、キャリアデザインセミナーを実施しています。</p> <p>平成17年度も、引き続きキャリアコンサルタント養成科の訓練等を実施していくこととしています。</p> <p>キャリアコンサルタントの能力評価は、民間機関で実施されていますが、国では、キャリアコンサルタントに係る国の示す一定の要件を満たした能力評価試験については、キャリア形成促進助成金の支給対象として認定を行い、キャリアコンサルタントの養成及び能力評価を奨励し支援することとしています。</p> <p>県としても、訓練修了者にはこのような能力評価試験の受験を勧めていくこととしています。</p>	<p>x - B</p> <p>キャリアコンサルタント養成科を設置してはいるものの、ステップアップできる制度が無いことと、県独自の公的資格が位置づけられないことから、x - Bとして再検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 障害者雇用施策の一環として、障害者と健常者が共に働き生活できるユニバーサルデザインを基本にした街づくりに向け、行政、企業、地域、NPOが連携をはかり、研究会を設置するなど県が主体となって推進システムを構築すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>働く社会は、全てバリアフリーである。障害を抱えている県民は日々社会的適用能力を高め就業の場を求めている。一方、就業の場となる企業側は障害者雇用の社会的役割は認識しており、行政側としても助成金制度を設けているものの、作業環境の改善など多くの負担が課題となっており、長期にわたり法定雇用率は達成できない状況となっている。</p> <p>障害者雇用率を高めるには、一企業における環境改善には限界があり、障害者と健常者が共に働き生活する環境づくりが必要となっており、「働く場」「生活する場」が一体となったユニバーサルデザインを基本にした街づくりへの取り組みが求められている。</p> <p>また、「この世に“障害者”という人種はいない。また、同じ人間は一人もいない。人にはそれぞれ他にはない固有のすばらしい持ち味がある。その違いを互いに認め合う中に、一人の人間としての自立が生まれる」との考えに立ち、行政、企業、地域、NPOが連携し街づくりに取り組む必要がある。</p> <p>大分県別府市にある、身体障害者授産施設“太陽の家”は「保護より機会」を基本理念に1965年に開所し、ホンダ・オムロン・富士通などが共同出資し、障害者の雇用をつくとともに生活の場として別府市が「街づくり」を整備する、まさに働く障害者と共に生活するコミュニティを運営している。</p>	<p>< 総合政策部文化振興課 ></p> <p>県では、年齢、性別、能力の違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい埼玉県を実現するため、ユニバーサルデザインを推進しています。</p> <p>まちづくりのモデルとして、道路、公園、駅前広場の実際に計画が進んでいる事業において、その場所を実際に利用する、障害者の方をはじめとする様々な方がたの意見を取り入れる「ユニバーサルデザインモデル事業」を実施しました。ここで、実際に利用される方々とに事業者である県や市の担当者が一つのテーブルを囲んで意見交換し、立体模型を使ったり、現地視察などにより調査を行って頂きました。</p> <p>そして、様々なひとが様々に感じている不便さを一つ一つ解消していくための意見交換が行われ、最終的にその参加者の方たちとしての提案がなされました。ここで、参加者全員が、自分とは異なる不便さをそれぞれの人が感じているということに気づいて頂いたことも大きな成果でした。</p> <p>現在、その提案を事業担当者が検討しているところです。</p> <p>このようにユニバーサルデザインの考え方にに基づき、実際に利用する人たちが、行政や施設管理者と一緒に検討することで、行政や施設管理者の思い込みや画一的対応をなくし、実際に使い勝手の良いまちができると確信しています。</p> <p>ユニバーサルデザイン担当としては、個人、団体、行政、企業、NPOを問わず、様々な立場の人々の意見がまちづくりに反映できるよう、取り組んでいきます。</p> <p>< 健康福祉部障害者福祉課 ></p> <p>従来、障害者の就労支援や作業訓練は、授産施設を中心に行われていました。障害者の一般就労へのニーズが高まる中で、施設から一般就労への移行を支援するため、本県では、平成15年度から、施設外授産の活用による就職促進モデル事業を実施しています。この事業は、授産活動そのものを、施設の中ではなく、一般の事業所の中で行うものです。このことにより、障害者にとっては作業能力・技術の向上が、また企業等にとっても障害者雇用の理解が深まるものと考えております。</p>	<p>- C</p> <p>様々な立場の人の意見を反映し、ユニバーサルデザインを推進する回答が得られたことから、一部前進と受け止めるものの、研究会の設置等、推進システムの構築は難しいと判断し、 - C とする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>・ 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 県内グループホームの質の確保をはかるため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) グループホーム事業者の指定にあたっては、「指定基準」に加え、経営者の研修などを義務づけること。</p> <p>(2) 介護の質確保のため、管理者及びスタッフの教育・研修の充実をはかること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>(1) グループホームは小規模であるため、ケアの内容や運営に関して閉鎖性が強いこと、判断力や表現力に障害をもつ痴呆性高齢者を対象としていること、歴史が浅く地域の人々や関係機関などの理解が不十分であること、などの理由から、独善的な運営に陥りやすい危険性をもっており、グループホームの質の評価と確保、スタッフの教育、入居者の人権擁護などが重要な課題とされている。</p> <p>グループホーム開設には県の指定が必要であり、設備や人員などに関する一定の基準を満たせば「居宅サービス事業者」としての指定を受けられるが、“事業（経営）者としての研修”の義務づけはされていない。</p>	<p>*平成16年度の状況</p> <p>実施施設 ・ 青い鳥福祉会「あかつき園」 （知的障害者授産施設） ・ あげお福祉会「グリーンドア」 （精神障害者通所授産施設）</p> <p>協力企業 ・ さいたまコープ他</p> <p>< 労働商工部雇用対策課 > 今後、各障害者就労支援センターと埼玉労働局や埼玉障害者職業センターの関係行政機関などとのネットワークづくりに取り組むこととしており、各機関との連携を密接にして障害者の就労支援を推進していきます。</p> <p>(1) < 健康福祉部介護保険課 > 介護保険では、事業者自らがサービスの質の向上を図ることを前提に、多様なサービス事業者の参入を解禁し、利用者のニーズに合ったサービスの提供体制の確立を目指しております。</p> <p>指定にあたって経営者への研修を義務づけるべきとのご提案については、都道府県を越えて事業展開する経営者も存在することから困難と思われませんが、各施設での運営の責任者である管理者や実際に介護サービスに従事するスタッフの研修を強化することでサービスの質の向上に努めてまいります。現在、国では、介護保険制度の見直しが進められておりますが、事業者指定の更新制の導入、指定にあたっての欠格事由の見直しなど、不適格な事業者を排除する仕組みや業務改善命令等を法的に担保することが検討されており、今後も、サービスの質が確保されるよう努めてまいります</p> <p>(2) < 健康福祉部長寿社会政策課 > 現在、グループホームの管理者及び計画作成担当者について</p>	<p>× B 「管理者」および「スタッフ」研修の強化内容と施設の「質の向上」への関連性（効果）を見極めつつ、再検討する。</p> <p>B 管理者研修の充実内容について、今後確認して</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>また、県外事業者によるグループホームの新設なども多く見られることから（平成16年7月現在：213件中25件が県外事業者）埼玉県内におけるグループホームの経営及び介護サービスの質確保のために、経営者への研修の義務づけが必要である。</p> <p>（2）グループホームは、入居者5人以上9人以下を1ユニットとし（同一事業所に2ユニットまで可）原則1ユニットに管理者1人が義務づけられる。</p> <p>管理者は「痴呆性高齢者介護経験3年以上を有する者」で、グループホーム開設前に『痴呆介護実務研修の“基礎過程”を受講すること』が義務づけられている。</p> <p>管理者の教育は、厚生労働省が設置した痴呆介護研修センター（仙台・東京・名古屋の3箇所）での研修（2ヶ月）修了者が、各県においてグループホーム管理者教育（「痴呆介護実務研修」）を行うこととなっている。</p> <p>管理者に義務づけられる“基礎過程”研修は20時間（3日間）の基礎的内容であることから、管理及びサービスの質向上の面では不十分であるとの指摘がされている。</p> <p>したがって、基礎過程を終了した管理者への「フォローアップ研修」の実施と、その受講の義務づけが必要である。</p> <p>また、管理者以外の介護スタッフ研修は特に義務づけられていないが、未資格者も含めた介護サービスのスキルアップ・質向上をはかるために、介護スタッフ研修の実施とその義務づけなどが必要である。</p> <p>2. 介護サービスの質向上のため、県としての「第三者評価制度」の早期確立をはかること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>グループホームが提供するサービスの質向上をはかるため、厚生労働省により、平成14年度から最低年一回</p>	<p>は、認知症介護実務者研修（基礎課程・20時間）が義務づけられていますが、来年度は、この研修制度を見直し、管理者に対しては、認知症介護に加え、職員配置や勤務体制、管理者の役割、職員の研修体制など、グループホームを管理運営していく上で必要な事項を加えた「認知症高齢者グループホーム管理者研修」、期間9日（講義・演習8日、実習1日）を新たに実施することを予定しています。</p> <p>また、従来の認知症介護実務者研修についても、認知症介護実践研修として、研修期間も29日（講義・演習8日、実習21日）とするなど大幅に充実して実施する予定です。</p> <p>このように、管理者・スタッフの研修の充実を図り、介護の質を高めてまいります。</p> <p><健康福祉部介護保険課></p> <p>グループホームの外部評価については、これまでに100か所を超える施設で評価を実施いたしました。</p> <p>埼玉県では、現在、グループホームなどの介護保険サービスを含め、高齢者・障害者・児童の福祉サービスについて、第三</p>	<p>いく。管理者以外のスタッフ研修義務付けについては、引き続きの要請を検討する。</p> <p>B</p> <p>平成18年度から実施される「第三者評価」の実施内容を注目していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>の外部評価が義務づけられた。</p> <p>県は、福祉サービスの質向上を目的に「公平・中立な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスを評価する第三者評価制度構築に向け、評価システムの検討を行う」としているが、急増する県内グループホームの質確保に結びつけるために、国（厚生労働省）の第三者評価制度の機能充実とあわせて、県として「グループホームの評価も含めた第三者評価制度」の早期確立が望まれる。</p> <p>3．痴呆性高齢者の小規模多機能ケアを充実させ、地域ケアサービス体系を確立すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>県は、特別養護老人ホーム（以下特養）への入所待機者が多い実態を踏まえ、特養の増床（平成19年度末までに2万床）を進めている。</p> <p>しかし、特養は平成16年度から全室個室化で9～10人を1ユニット（新型特養）とすることになり、国庫補助もこの新設を優先する方向となったため、県の進める特養施設整備（増床）への国の補助は厳しい状況となっている。</p> <p>また、厚生労働省は痴呆性高齢者ケアについて、在宅から通所（デイサービス・デイケア）、一時宿泊、グループホーム入居あるいは特養入所など“馴染みの環境の連続性”を考慮したケア（小規模多機能ケアの充実）の方向を打ち出している。</p> <p>このようなことから、待機者解消に向けた特養の整備（増床）を進める一方で、地域における小規模多機能ケア充実に向けた施策も並行して進め、痴呆性高齢者の地域ケアサービス体系確立に向けた取り組みが望まれる。</p>	<p>者評価を実施するため、外部の有識者からなる検討委員会を設け、評価基準や評価の手法、評価機関の認証など、そのシステムづくりを進めております。</p> <p>現在、国では、介護保険制度の見直しの中で、全ての介護保険サービスに情報開示の標準化を義務づける方向で検討を進めており、この動向を踏まえ、平成18年度から全ての福祉サービスを対象に第三者評価の実施を目指してまいります。</p> <p><健康福祉部長寿社会政策課></p> <p>「小規模・多機能」サービスは、介護保険制度の見直しの中で検討されている、「認知症ケア」や「地域ケア」を推進する観点から、地域の特性に応じ、多様で柔軟な形態のサービス提供が可能となるサービス体系として創設が検討されている「地域密着型サービス」の一例となることが予定されています。</p> <p>この「地域密着型サービス」については、市町村がサービスの指定権限を有することとなり、新たに創設される「地域介護・福祉空間整備等交付金」により、地域の特性をふまえた介護・福祉基盤の総合的な整備を市町村が自主的に行えるように、国が支援を行うことが予定されています。</p> <p>県としても、各市町村において、地域の特性に応じて、多様で柔軟なサービス提供ができるよう、情報提供に努める等、市町村に働きかけてまいります。</p>	<p>× B</p> <p>「小規模・多機能ケアの充実」「地域密着型サービス」は介護保険制度見直しの中で検討されており、その具体的な内容を今後確認していく。</p> <p>なお、県の対応が「情報提供」ととどまることなく、各市町村への的確な指導がなされるよう、県への再要請など検討する。</p>
<p>4．県内の乳幼児医療費補助金の支払方法を「現物給付」に統一すること。</p> <p>要請の根拠</p>	<p><健康福祉部国保医療課></p> <p>窓口払いを廃止することは、乳幼児のほか、ひとり親家庭や重度心身障害者の方々への助成制度でも課題と認識しており、</p>	<p>× B</p> <p>県が現物給付に統一することは、費用面などが</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>現在「現物給付」は2市町村、「償還払いの手続き簡素化」を行っている所が5市町村、「償還払い」が1市町村である。</p> <p>子育て支援の観点から、県内全市町村での「現物給付」を望む声が多い。</p> <p>又、乳幼児医療費補助の対象年齢や、補助内容・金額は各市町村によって異なるが、子育て支援先進県をめざし「県内どこでも安心・充実した乳幼児医療補助制度」に向けて、乳幼児医療補助対象の拡大など、県としての思い切った施策が望まれる。</p> <p>・環境・食料・農林水産対策</p> <p>1．資源有効利用促進法（特にパソコン）を遵守し、個人情報漏洩事故を防止する観点からも不正処理を撲滅すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>回収家電（特にパソコン）の不正輸出事件が多発した。環境負荷を低減するために生じるコストを負担している県民（消費者）の協力を反故にする重大な問題と位置づけている。</p> <p>特にパソコンには個人情報など、プライベートなデータがすべて消去されているとは限らず、地球規模での情報漏洩事故につながるといっても過言ではなく、E-mailアドレスの流出は予期せぬ詐欺事件に発展する可能性を秘め県民の安全を揺るがしかねない。県民の安心と安全のために正規な手順で最終処分が可能となるよう、県民および市町村行政・県内の関係業者への指導を行い再発防止に努めることが必要である。</p> <p>2．不法投棄撲滅に向けて県外廃棄物の事前協議を改め、不適正処理の防止及び適正処理の促進をはかり、環境負荷を削減し県民の生活を保全する県条例を制定すること。</p>	<p>福祉3医療の共通の課題として整合を図ることも必要です。</p> <p>窓口払いを廃止することにより、市町村国民健康保険に対する国庫負担金が減額されることに加え、健康保険組合の附加給付金が支給されなくなり、その費用が新たな負担となることや、審査支払機関を通じて医療機関に乳幼児医療費を支払う仕組みを作るために新たな財政負担が必要になるなど、多くの問題があります。</p> <p>窓口払いの廃止は今後の課題としていますが、これにかかる県の費用は福祉3医療で約27億円と試算しており、財政状況が厳しい中でありますので、当面、予算化するのは困難であると思います。</p> <p><環境防災部資源循環推進課></p> <p>パソコンの記憶装置内に保存されているデータは基本的には排出者が消去するか、物理的に記憶装置を破壊してデータが漏洩しないようにすることが必要ですが、排出者側でデータの消去ができなくても、正規のリサイクルルートへ引き渡されれば、再利用できる記憶装置であればリサイクル業者がデータを消去し、再利用できないものについては破碎し、金属として回収することとなっています。</p> <p>しかし、データが消去されていないパソコンを排出者が不用品回収業者などに引き渡し、この業者が輸出業者などに持ち込むことによって情報が漏洩することが懸念されるため、県ではこれらの業者に渡さず、メーカー側で用意したリサイクルルートへ適切に引き渡すよう、メーカー側で作成したパンフレットを市町村や一部事務組合に配布して、県民に周知しているところです。</p> <p><環境防災部廃棄物指導課></p> <p>県外廃棄物の事前協議制度は、排出事業者が県外産業廃棄物を県内の処理施設に搬入するにあたり、あらかじめ協議を行わせることにより県外産業廃棄物の種類、搬入状況、処分状況等</p>	<p>ら現時点での実現は難しいと判断する。</p> <p>県には引き続き「県の補助基準のレベル向上」を求めていく。</p> <p>「現物給付」の要請は、「地協要請」として扱い、引き続き未実施市町村への早期実施の要請をしていく。</p> <p>× B</p> <p>過去の不正輸出は販売店の回収ルートから発生した事例もあり正規ルートの安全が確保されているとは言いがたい。個人情報保護法の施行により、新たに悪質な名簿等の情報収集手段が懸念されるため、別の観点から再検討する。</p> <p>B</p> <p>産業物処理法の法改正にむけた県の対応を確認していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>要請の根拠 平成11年9月に「埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が施行された。ダイオキシン発生の抑制に係わる内容が多く、焼却炉の規制によりこの5年間で施設の問題は解決しており、産業廃棄物の約20%を占める建設系廃棄物も建設リサイクル法の施行により分別排出が徹底されているにも関わらず、依然としてパチンコ台や畳をはじめ県内では大規模（数十箇所・3,000?超）の不法投棄が起きている。</p> <p>運搬や投棄を実行した業者は摘発されても排出事業者（依頼主）は摘発されておらず、排出事業者の特定が明文化されていないため、廃掃法の原則から自社処理と偽り処分する業者も不法投棄の要因の一部である。</p> <p>産業廃棄物は広域移動・広域処理が原則であり、事前協議だけでは実効が伴わず、不法投棄を防止する施策として、「立入り・指導の強化、罰則の制定、不適切な業者の情報開示」等について、包括的な県条例を制定する必要がある。</p> <p>特に「化学物質・医療廃棄物」は直接人体に影響を及ぼす危険性が非常に高く、早急な対応が強く求められている。</p> <p>3. 県民が安心して生活を営むためには、安全な住環境とまちづくりが重要である。自然災害・火災・テロに対応した県民への総合的な防災及び広域災害対策の県条例整備を行うこと。</p> <p>要請の根拠 来年1月17日に阪神淡路大震災から10年を迎える。この大震災発生以降、埼玉県としても「埼玉県震災予防のまちづくり条例」の施行など、市町村行政と防災及び災害対策の整備に取り組まれてきた。</p> <p>しかし、防災及び災害対策には広範囲な部署が係わり、かつ市町村行政の役割も大きく、県民からトータルビジョンが非常に見えにくい。</p>	<p>を把握して、指定産業廃棄物の発生抑制、分別排出を促進し、適正処理の推進を図る制度として制定されました。</p> <p>産業廃棄物の処理は、広域間での役割分担によって、広域移動、広域処理を原則として行っていることは御意見のとおりであり、この原則を前提とした事前協議制度は適正処理の推進に寄与しているところです。</p> <p>御意見にあります不法投棄を防止する施策として、「立入・指導の強化、罰則の制定、不適切な業者の情報開示」等について包括的な県条例を制定することにつきましては法律と条例との関係から厳しい面もありますので、今後とも、不適正処理や不法投棄の防止に必要な項目について廃棄物処理法の法改正を、機会を捉えて国に要望してまいります。</p> <p><環境防災部消防防災課> 「防災及び災害対策について、トータルビジョンが見えにくい。」 県の防災についての取り組み全般を県民の皆様にご説明することを目的として、「埼玉の震災対策」という冊子を作成しています。</p> <p>今年度発行する「埼玉の震災対策」は、県の事業の説明だけでなく、県民が、防災の取り組みをするきっかけになるように、内容を工夫しました。</p> <p>また、「埼玉の震災対策」や「埼玉県地域防災計画」はホームページでも公表しています。</p>	<p>現在もごみの山の問題が県内で発生しており、産業廃棄物広域処理の確実性・安全性について引き続き県に要請していく。</p> <p>B ホームページで公表はされているが、内容が膨大で理解しにくい。若年者から高齢者まで県民が二次災害に巻き込まれないための共通認識が必要であるため、再要請等を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>県民（家族）が安心・安全に暮らすためには、通勤・通学・買い物を含めた生活空間・環境の確保が重要であり、災害難民にならないために、災害発生時には職場・学校から交通網が分断された時に、家族の元へ戻る経路を確保することが求められている。広告塔等や全面ガラス張り（例：さいたま新都心のビル群）の建築物およびデッキ状の駅前（川口・さいたま新都心・大宮 他）は設計強度を含めて安全基準を明確にし、災害時に本体及び部分的な落下による避難路及び避難場所へ二次災害が発生しないよう建造物を有する関係各所へ安全確保の指導とあわせて、県として調査・対策・情報開示を実施する必要がある。</p> <p>震災に限定せず自然災害・火災・テロ等、あらゆる年齢層の県民に対応した情報提供もあわせて、一本化したマニュアル作成と県条例の整備を推進する必要がある。</p>	<p>「交通網が分断された時に、帰宅経路を確保する。」 徒歩で帰宅する場合を想定して、ガソリンスタンドの団体等と徒歩帰宅者に対する支援協定を結ぶほか、首都圏の8都県市で協議を行い、県域を越えた対策について検討を行っております。</p> <p>また、今年度の新たな取り組みといたしまして、徒歩帰宅訓練を本年9月1日行いましたが、11月20日にも実施いたします。これにより、県として課題等を把握するとともに、県民の皆様が徒歩による帰宅を実際に体験することにより、いざというときの準備をしていただく機会としたいと考えております。</p> <p>「建築物等の安全基準を明確にし、建造物を有する各所への安全確保の指導とあわせて、県として調査・対策・情報開示をする必要がある。」 建築物については、建築基準法や外装構法耐震マニュアル（日本建築センター発行）などがあり、また、道路に附属する建造物については、道路設計基準等により、構造耐力上の安全性能を確保した設計を行っております。</p> <p>大規模な既存建築物については、定期報告制度の活用による適正な維持管理の指導を行っております。</p> <p>維持管理についての情報開示は、今回の建築基準法の改正で閲覧制度が創設される予定です。</p> <p>「自然災害、火災、テロ等を一本化したマニュアル作成と県条例の整備を推進する必要がある。」 自然災害、火災、テロ等危機に対する一本化したマニュアルにつきましては、昨年10月15日に、県民の生命や生活の保護などを図ることを目的として、「埼玉県危機管理指針」を施行しました。このうち、災害への危機対応については「埼玉県地域防災計画」、大規模テロや武力攻撃事態については「国民保護に関する埼玉県計画（仮称）」により実施することとなります。</p> <p>県条例の整備をというお話ですが、昨年5月に自民党、公明</p>	<p>A 県域を越えた対策の進捗状況および帰宅訓練の継続（定例化）を見定める。</p> <p>B 閲覧制度の確認を行い自動販売機の調査同様の看板対策について要請するか再検討をおこなう。</p> <p>B 緊急事態基本法の法案化を見定め、再要請等を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>4 . 大気汚染・騒音防止対策としてアイドリングストップ 条例の周知徹底をはかること。 要請の根拠 アイドリングストップは公共交通機関では徹底されて きているが、また、一般車両に至ってはあまり励行され ていないのが現状であり、広く県民に啓蒙活動を展開す るとともに、特に夜間の住宅地周辺（コンビニエンスス トア・遊戯施設・飲食店・公園）での停車・駐車時の徹 底と指導強化が求められている。</p>	<p>党、民主党の3党間において「緊急事態基本法」の骨子が基本 合意され、今通常国会で法案化が検討されると聞いております。 そのため、当分の間は、危機管理指針とこれらの計画との整合 性を十分図りながら、危機に対処することとしております。</p> <p>< 環境防災部青空再生課 > 埼玉県では大気汚染対策の一つとして、生活環境保全条例 でアイドリング・ストップの規定を設けています。具体的に は、 自動車の運転者に、アイドリング・ストップの実施の義 務付け 一定規模（収容能力20台又は駐車場の用に供する部分の 面積500㎡）以上の駐車場の設置者及び管理者に、駐車 場利用者に対するアイドリング・ストップの周知の義務付 け などを規定しています。</p> <p>これを受けて県では次の2項目を中心に指導をしていま す。 自動車の運転者に対する指導 ・ アイドリング・ストップのチラシを配付するなどによ り、周知啓発を行っています。 ・ 通報等があった場合は、次のような対応をしています。 ） 現地調査を実施し、一般の運転者には直接アイド リング・ストップの遵守を説明・指導しています。 ） 営業車の場合には、直接あるいは業界団体を通じ て事業者に遵守を要請しています。</p> <p>駐車場の設置者及び管理者の指導 駐車場にアイドリング・ストップの看板を掲示するなど により、駐車場利用者にアイドリング・ストップを周知す るよう指導しています。</p> <p>また、県警察の協力を得て、鴻巣市にある運転免許センタ ーでの免許更新時の講習で、アイドリング・ストップの実施</p>	<p>A 周知活動と違反者への 指導方法について見定め る。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>5 . 石綿（アスベスト）含有建材による健康被害を防止するため既存の公共施設・学校・病院等の調査・改築と一般住宅の調査機関設置を行うこと。また、既存住宅の石綿（アスベスト）含有建材改築費用に対して県の融資制度を設けること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>現存する石綿（アスベスト）含有建材使用建造物は安全な代替品等を使用し改築すること。特に保育園・幼稚園・学校・病院を対象に早急な安全の確保が求められている。</p> <p>安全確保のため、一般住宅で石綿（アスベスト）含有建材の使用確認は一般県民にはできず、建材調査を行う機関の設置が必要である。</p> <p>また調査・改築費用に対しては、通常の改築に関わる融資とは別に石綿に特化した県の融資制度が求められている。</p>	<p>を広報していく取組を進めています。</p> <p>アイドリング・ストップは、運転者のモラルとも関わり一朝一夕で徹底することは難しい面がありますが、引き続き県民に対して広く周知活動を実施するとともに、違反車には適切な指導をしてまいります。</p> <p>< 総務部管財課 > 埼玉県では、建築物の解体、改修工事の際の非飛散性アスベスト含有建材（アスベスト成形板）の取り扱いを、平成15年度県土整備部技術管理課長通知に基づき、アスベスト成形板除去の作業場所の明示や作業中の換気等に対応してきましたが、今後、厚生労働省において、平成17年度、アスベスト対策の充実強化に向けた省令を、新たに制定するという情報もあり、その動向を見守っていきたいと考えております。</p> <p>< 県土整備部営繕課 > 営繕課が庁内各課からの執行委任により既存公共施設の解体や改修等の設計や工事を実施する際に、石綿の含有が疑われる建材があるときには、その試料を採取し、分析機関でのX線回析等により石綿の有無を確認します。</p> <p>石綿含有建材と判明した場合は、改修や解体工事においては国土交通省営繕部監修の「建築改修工事共通仕様書」等に基づき、安全な除去作業を行い、その廃棄物はマニフェスト等により適正に安定型処分場に処分されたことを確認しています。</p> <p>< 教育局管理部財務課 > 県立学校をはじめとする教育施設については、解体及び改修工事の際には、関係法令の遵守、特記仕様書に明記するなどにより、適切なアスベスト対策を行っております。</p> <p>今後も引き続き関係法令の動向を見守りつつ、適切なアスベスト対策が行われるよう努めてまいります。</p>	<p>公共施設は B 一般住宅は × B 居住者（県民）の健康確保の観点から再要請等を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>< 総務部学事課 > 私立学校の校舎等へのアスベスト使用については、外見だけから判断することが難しいため、建築年代や建築仕様書の記載をもとに、使用している可能性のある建物の割合などを把握するのが一般的となっております。</p> <p>アスベストが使用されている学校や、使用されている可能性が高い学校に対しましては、「埼玉県の大気規制（固定発生源）粉じん関係」（平成15年4月 環境防災部青空再生課作成）に従って、校舎の改修や建て替えの際に必要な県環境管理事務所への届出などを確実にを行うよう周知してまいります。</p> <p>また、アスベスト対策に限らず、学校の校舎等の新築、増改築等を行う場合は、埼玉県私立学校振興資金融資（限度額：小中高＝2億円、幼稚園＝8千万円、専修各種学校＝1億円 / 貸付期間10年以内、利率1.4%）を利用することができます。</p> <p>< 健康福祉部医療整備課 > 病院に対し定例の立入検査の機会を捉え、アスベスト含有建材による健康被害問題等の情報を提供するとともに、使用状況の自己調査を促し、代替が可能なものについては、同含有建材を使用する施設、設備、機器等の点検、交換等の機会を捉え、代替化が図られるよう要請します。</p> <p>< 健康福祉部こども家庭課 > 保育所整備につきましては、これまでも老朽施設の改築等に対する支援を行ってまいりました。平成17年度保育所国庫補助協議選定基準におきましても、「老朽化等による安全性の観点から緊急に整備が必要であるもの」を項目として掲げ、児童の安全確保に十分留意するとともに、子どもが健やかに成長できるような環境の整備に努めております。</p> <p>なお、平成17年度から、保育所整備助成費については「次世代育成支援対策施設整備費等交付金」として国から市町村に直接交付される仕組みに変更されることとなっております。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>< 県土整備部住宅課 ></p> <p>現在、県営住宅の建設、改善等の工事においてはアスベストを含む建設資材は使用しないこととし、既存の解体撤去工事を行う場合には、アスベスト含有の恐れのある建材についてはアスベスト含有の有無を調査し、含有が確認された場合は、飛散防止措置を行い作業員の安全確保のうえ、破損しないよう撤去し原型のまま運搬・処を義務づけています。</p> <p>また、当面解体予定のない県営住宅においては、平成11年度までに飛散の可能性の高いアスベストの除去工事等を完了しています。</p> <p>石綿は、目にみえないくらい細かい繊維のため、気づかないうちに吸い込んでしまう可能性があり、そのため健康被害が指摘されています。</p> <p>石綿につきましては、安全性確保のために、特に石綿含有建材の作業に従事される方々の健康被害を防止する観点から、また、環境への汚染防止の観点から、その取り扱いが「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」によって規制され、それぞれの担当する部局で対応しているところです。</p> <p>基本的に一般住宅につきましては、解体、改修工事の際に粉塵として舞う恐れがありますことから、解体、改築工事について関係する法律が適用されまして、安全性の確保が図られるべきものと考えています。</p> <p>一般住宅の場合は、「労働安全衛生法」で、解体、改築工事の際に、石綿含有建築材の使用調査を元請け業者に義務付けておりまして、建築の際の仕様書や目視によって判断できない場合には、サンプリング調査していると聞いております。</p> <p>県では一般県民向けに住宅相談を行っているところでございますが、相談があった場合は、解体、改築工事の際の石綿の健康被害について十分に説明し、請負業者に対する確認などをお願いすることで、安全性の確保を図ってまいりたいと存じます。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>6 . 食品に関わる法令遵守の徹底と家畜特有の伝染病発生時は拡散防止および早急に消費者への情報提供を行い、県民に安心・安全な食の提供を推進すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>BSE・鳥インフルエンザ・豚コレラ・鯉ヘルペスなど食材に係わる伝染病が世界的に蔓延しており、新種の伝染病が突然発生する可能性がある。</p> <p>家畜特有の伝染病については、産地偽証や日付改ざんなどいろいろな問題がからみ、O-157を含めて県民に強い不安を与えた。県内各種農家との密な情報交換と指導で安心・安全な食材の提供が求められている。</p> <p>他県の対応を教訓に、県内O-157事件の反省も踏まえて、万が一農畜産物に伝染病が発生した場合には、県対策本部等を早急に設置し情報の一元化を行うことが必要である。また、公共メディア等を活用した消費者への情報提供と該当食品を安定的に供給できるよう、近隣の都県とも協力して情報交換に努め、食品流通を含めて県内の商店及び消費者に不安を与えない速やかな対応が求められている。</p>	<p>一般住宅の調査機関設置につきましては、「労働安全衛生法」で、解体、改築工事の際の石綿含有建築材の使用調査を元請け業者に義務付けであり、サンプリング調査は民間検査機関が実施していると聞いているところでございます。</p> <p>既存住宅の石綿含有建材改築費用に対して県の融資制度を設けることにつきましては、現下の厳しい財政状況の中では極めて困難な状況にございますことをご理解賜りたいと存じます。</p> <p><健康福祉部食品安全企画室・健康福祉部生活衛生課・農林部畜産安全課></p> <p>県では、食品の生産、加工、流通、消費にわたり一貫した食の安全・安心を確保するため、平成15年4月、健康福祉部と農林部の両部にまたがる「食品安全局」を設置しました。</p> <p>食の安全・安心確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、一元的な施策管理及び危機管理を行うため、知事を議長とする「食の安全・安心戦略会議」や、その下に「食の安全推進会議」を設置し、食中毒対策、BSE対策、家畜伝染病防疫対策、食品表示適正推進など専門部会により必要な対策を講じています。</p> <p>また、食品の安全・安心を確保するため、食品衛生法などに基づき、立入検査や食品の検査を実施するとともに、食品関連事業者に対し、O157腸管出血性大腸菌など食中毒の発生防止対策の衛生管理指導や、適正な食品表示に係る指導の徹底に努めています。なお、食品監視につきましては、「食の安全県民会議」やホームページを通じ、県民の皆様の御意見を伺うなどし、県民意見を反映した食品衛生監視指導計画を作成し、計画的に実施しています。</p> <p>畜産農家に対しては、県が普及している家畜の衛生管理方法により安全な畜産物の生産を指導しています。また、家畜伝染病の発生予防のため、衛生対策を指導するとともに、伝</p>	<p>A</p> <p>関係主管課長会議等の動向を見定める。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>・教育政策</p> <p>1. 帰国・外国人児童生徒の教育の権利と機会を確保するとともに、教育の充実をはかるため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 帰国・外国人児童生徒の実態に応じ、学習面や生活面の円滑な適応をはかるため、各校の受け入れ体制の整備・充実をはかること。</p> <p>(2) 帰国・外国人児童生徒の特性の伸長・活用をはかるとともに、他の児童生徒との相互啓発をつうじた国際理解教育を推進すること。</p> <p>要請の根拠 帰国・外国人児童生徒は、生活習慣、母国語、日本語の習得状況など様々であり、さらに、保護者の滞在期間、形態や永住希望の有無など、児童生徒を取り巻く環境は多様化している。このような中で、帰国・外国人児童生徒の教育の権利と機会を確保し、教育の充実をはかるためには、学校生活のみならず生活面においても円滑な適応をはかることが必要である。また、国際理解教育を促</p>	<p>染病の監視のための検査を実施しています。万が一、発生した場合は、感染家畜の隔離や移動制限など、迅速な対応により、まん延防止に努めます。さらに、家畜の伝染病の発生時を想定し、関係者を集めた防疫演習なども開催しています。</p> <p>なお、広域に流通する食品の安全性確保は、一自治体だけでは確保できないことから、近隣都県市とは、常に、情報交換を行うほか、関係主管課長会議等を通じて意見交換などに努めています。</p> <p>県民の皆様には、正しくわかりやすい情報提供するため、啓発資料の作成や、ホームページ、出前講座の実施のほか、報道への資料提供などを通じた一層の情報提供に努めていきます。</p> <p>(1) <教育局指導部高校教育指導課> 本県の県立高校では、平成8年度から外国人特別選抜という入試制度を設け、外国人生徒の受け入れを進めてまいりました。平成16年度入学者選抜までは県立高校4校で実施してきたところですが、県南地域を中心に外国人生徒が多く居住している状況等を勘案し、平成17年度入学者選抜から県立南稜高校でも外国人特別選抜を実施することとし、受け入れの門戸を広げました。</p> <p>また、平成17年度の入学者選抜制度の改正に伴い、特別選抜は実施していないものの、外国人生徒(県内中学校に在籍していない者)も前期募集の受験を可能といたしました。</p> <p>今後とも、外国人生徒の受け入れの門戸を広げる取り組みを継続してまいりたいと考えております。</p> <p><教育局生涯学習部義務教育指導課> 義務教育指導課としましては、本県小・中学校の国際理解教</p>	<p>- B</p> <p>外国人特別選抜実施校の増加や前期募集の受験を可能にしたことは評価できるものの、受け入れ体制が整備・充実されたとは言い難い状況である。帰国・外国人児童生徒は年々増加傾向にあることから、状況を見極めつつ今後対応していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>進する観点からも、異文化を背景に持つ帰国・外国人児童生徒の特性の伸長・活用をはかり、その他の児童生徒との相互啓発を進めることは重要である。</p> <p>しかし、帰国・外国人児童生徒が1人も在籍していない学校では、国際理解教育に対する意識や取り組みがやや消極的になりがちであり、このような学校に日本語指導を要する児童生徒が転入・編入してきた場合、学校として組織的に適応指導にあたる準備ができていないために、学級担任が一人で抱え込んでしまうこともある。</p> <p>また、高校入試において、在日外国人枠を設けている高校は少なく、事実上その門戸は非常に狭いものとなっている。結果として、定員割れをする高校が十分な準備のないまま生徒を受け入れている。</p>	<p>育の推進に資するため、帰国・外国人児童生徒の在籍する学校、希望する学校の担当教員等及び指導主事を参加者とした埼玉県国際理解研究協議会を、年3回開催しております。</p> <p>講義、事例発表、公開授業及び伝達講習等をとおして県内に在住する帰国・外国人児童生徒が学習面や生活面で安心して新しい環境に適応できるよう、各学校の受け入れ体制の整備・充実がはかれるよう指導・助言を行っております。</p> <p>また、帰国・外国人児童生徒のためのサポート事業をとおして、帰国・外国人児童生徒が学習面や生活面で安心して新しい環境に適応できると同時に、学力の向上や精神的ケアについても支援をしております。具体的には次の内容の事業を行っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 帰国・外国人児童生徒支援アドバイザーの配置 2 日本語学習補助教材の作成と配布 3 国際交流員（CIR）の派遣 4 高校入試における外国人特別選抜の実施 5 ホームページでの情報提供 6 埼玉県国際交流フェスティバルの開催 <p>今後とも、帰国・外国人児童生徒の実態に応じ、学習面や生活面の円滑な適応をはかるため、各校の受け入れ体制の整備・充実をはかれるよう指導・助言・支援をまいります。</p> <p>(2) < 教育局指導部高校教育指導課 > 帰国・外国人生徒の特性を活かし、他の生徒との交流の中で国際理解教育を推進することは大切なことと考えております。</p> <p>昨年度は「彩の国教育の日」に開催された「国際交流フェスティバル」において、帰国・外国人生徒と日本での生活体験のみの生徒が、お互いの体験をもとに「世界の学校について話そう」と題して意見交換をしました。その中では、「世界中には様々な人々がそれぞれの文化を背景にいろいろな価値観を持って生活しているけれども、お互いがよりよく理解し合い山積している課題解決と一緒に取り組んでいくことが大切である。」などという有意義な話し合いが行われました。</p>	<p>- B</p> <p>国際交流フェスティバル等を開催し、交流を深めていることは評価できるものの、日常における児童生徒間の相互啓発が重要と考える。状況を見極めつつ今後対応していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 不登校児童生徒の学習の場や居場所にもなっているフリースクールに対し、一定の条件を満たす施設等に対しては、行政、教育の専門家、保護者、市民等の代表を入</p>	<p>今後とも、帰国・外国人生徒の個性の伸長を図りながら、他の生徒と彼らが、お互いの良さを認め合い共に行動できる、心豊かな生徒を育成してまいりたいと考えております。</p> <p><教育局生涯学習部義務教育指導課> 義務教育指導課としましては、本県小・中学校の国際理解教育の推進に資するため、帰国・外国人児童生徒の在籍する学校、希望する学校の担当教員等及び指導主事を参加者とした埼玉県国際理解研究協議会を、年3回開催しております。特に事例発表会等をとおして、帰国・外国人児童生徒の能力・特性の伸長・活用とともに他の児童生徒との相互啓発を図る国際理解教育を推進しております。</p> <p>また、文部科学省から指定を受けた「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域」（平成14・15年度岩槻市、平成15・16年度本庄市）の研究への指導・助言を行うとともに、その成果を広めております。この事業を通じて帰国・外国人児童生徒の個に応じた特色ある教育指導の在り方及び帰国・外国人児童生徒とその他の児童生徒との相互啓発を通じた国際理解教育の推進の在り方等について学校と地域との連携による実践研究が推進されております。</p> <p>更に、平成15年度から、帰国・外国人児童生徒が子どもたちや地域の外国人などの大人たちと様々な交流をし、互いに良さを認め、協力しようとする態度を身につけることを目的として、埼玉県国際交流フェスティバルを開催しております。帰国・外国人児童生徒とそれ以外の児童生徒が、相互理解を図り交流する機会が生まれることによって、本県の国際理解教育が一層充実すると考えます。</p> <p>今後とも帰国・外国人児童生徒の特性の伸長・活用をはかるとともに、他の児童生徒との相互啓発をつうじた国際理解教育を推進してまいります。</p> <p><総務部青少年ふれあい推進室> 民間フリースクール等では、不登校児童生徒等を受け入れ、学習や生活体験など様々な取組を行い、不登校児童生徒等の心</p>	<p>×</p> <p>x - B 助成金による財政支援については、補助制度を</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>れた第三者機関が認定を行い、1年ごとの助成金による財政支援を行うこと。</p> <p>要請の根拠</p> <p>不登校やいじめの問題は、その原因においても、また対応においても、公教育の場だけでなく、家庭や地域社会全体の問題として取り組まなければならない。このような中で、民間が行うフリースクールには、学習の場や居場所を求めて集う子どもたちも多く、不登校児童生徒対策において果たしている役割は極めて大きい。</p> <p>神奈川県では、フリースクール、フリースペース、親の会を運営するNPO法人等に事業支援として「フリースクール等事業費補助金」制度を導入した。民間のフリースクールが行政に望むことは、活動に必要な経済的支援であり、不登校問題への理解をはかる啓発である。また、民間のフリースクールへ通う児童生徒を持つ保護者の負担軽減をはかるためにも、民間のフリースクールへの財政支援は必要であり、行政による公的サービスと民間活動が一体となった取り組みの強化が必要である。</p> <p>3. 障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、「共生・共学」の視点に立ち、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」への早期転換をはかるため、以下の</p>	<p>の居場所にもなっています。</p> <p>平成15年度に、民間フリースクール等の代表者への聞き取り調査、民間施設の活動や運営の実態に関するアンケート調査を実施しましたが、その結果、運営費補助については、フリースクール等の運営形態や規模、活動内容が様々なことから、直ちに補助制度を設けることは難しい状況です。</p> <p>そこで、今年度は、民間フリースクールの代表者をはじめ、学識経験者や市町村及び学校関係者等で構成する「不登校等対策連携会議」を開催し、民間と行政との連携の在り方などについて検討を行ってまいりました。</p> <p>また、1月に開催した「ふれあいスクラムフォーラム」においても、民間フリースクール等関係者の参加、協力により、民間フリースクール等の展示コーナーを設置するとともに、民間フリースクール等の活動発表や不登校経験者の体験発表、意見交換等を行ったところです。</p> <p><教育局指導部生徒指導室></p> <p>県では、依然として憂慮すべき状況にある不登校への対応をより充実させるために、不登校の未然防止と学校復帰を支援するための様々な施策を民間施設やNPO団体等と積極的に連携を図りながら展開しております。</p> <p>また、現在、県で設置を促進している不登校児童生徒の学校外におけるサポート機関として、市町村の適応指導教室が84市町村に設置されており、学校復帰に大きな役割を果たしております。</p> <p>今後とも、市町村の適応指導教室と地域の民間施設やNPO団体等が互いに連携を深めながら、訪問支援や体験活動の実施など、不登校児童生徒の支援体制をより充実できるよう、県として積極的に働きかけてまいります。</p> <p>(1)</p> <p><教育局指導部特別支援教育課></p> <p>今年度より特別支援教育の推進を図るため、教育、福祉、医療、労働等の関係者からなる「広域特別支援連携協議会」を設</p>	<p>設けることは難しい状況との回答であり再検討が必要である。また、フリースクールの運営形態や活動内容が様々なことから実態把握等を行い、新たな視点での検討が必要である。</p> <p>- A</p> <p>要請内容について、前向きに進められていることから、今後の進捗状況</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>施策を講ずること。</p> <p>(1) 県レベル及び一定規模の地域レベルでの教育・福祉・医療等の関係機関部局とのネットワークを構築すること。</p> <p>(2) 各学校において専門家による指導・助言等の相談支援が受けられるようにするとともに、保護者や地域の人々への理解推進のため、LD、ADHD、高機能自閉症についての適切な情報提供を行うこと。</p> <p>(3) 市町村教育委員会と連携し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応を検討するための委員会を、すべての小・中学校に早期に設置すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>平成14年2月から3月にかけて文部科学省が調査研究会に委嘱して実施された、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.3%であることが明らかになった。このうち、学習面が4.5%、行動面が2.9%、学習面と行動面の双方が1.2%である。</p> <p>この6.3%という数値から、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が40人学級では2～3人、30人学級では1～2人在籍している可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が「どの学級にも在籍している可能性がある」という意識をもつことが大切である。</p> <p>LD、ADHD、高機能自閉症も含めた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導をつうじて必要な支援を早期に行うことが求められている。</p> <p>4. 児童生徒の安全はもとより、地域住民の安全な避難場所を確保する観点から学校施設の耐震診断を速やかに実施するとともに、耐震改修工事を早期に行うこと。</p>	<p>置し、個別の教育支援計画の作成や小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する支援の在り方等について検討を行っているところでございます。</p> <p>(2)</p> <p><教育局指導部特別支援教育課></p> <p>県では、医師、大学教授、臨床心理士等で構成される「専門家チーム」を設置し、LD、ADHD等の判断や学校における配慮及び支援の在り方などについて審議し、指導・助言を行っております。また、専門の臨床心理士等の巡回相談員を当該学校に派遣し、学校関係者や保護者等の相談に応じ、適切な発達支援や理解啓発の在り方、個別の教育支援計画の作成などについて指導・助言を行っているところでございます。</p> <p>(3)</p> <p><教育局指導部特別支援教育課></p> <p>市町村教育委員会訪問や市町村教育委員会特殊教育担当者連絡会等を通して、平成17年度までにすべての小・中学校に「校内委員会」を設置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握や教職員の共通理解、適切な支援を行うための個別の教育支援計画等の作成が図れるよう助言しているところでございます。</p> <p><教育局管理部財務課></p> <p>学校施設の耐震化を進めることは、児童・生徒の安全や、災害時の地域住民の応急避難場所の確保などの観点から、大変重</p>	<p>を確認していくこととする。</p> <p>- A</p> <p>要請内容について、前向きに進められていることから、今後の進捗状況を確認していくこととする。</p> <p>- A</p> <p>要請内容について、前向きに進められていることから、今後の進捗状況を確認していくこととする。</p> <p>- A</p> <p>県が行える施策については、実施されていると</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>要請の根拠 平成16年4月1日現在の県内公立小・中学校の耐震診断率は46.5%、耐震化率は42.9%と極めて低い状況にある。また、県立学校については、校舎の耐震診断は完了しているものの、耐震改修工事の進捗状況は本年度末で75.7%（見込み）にとどまっている。学校は子どもたちが日々学び、遊び、活動する場であり、また、災害時の地域住民の緊急避難場所でもある。児童生徒の安全はもとより、地域住民の安全な避難場所を確保する観点から、市町村と連携した早期耐震対策が必要である。</p>	<p>要なことと考えております。 小中学校の施設・設備の整備につきましては、設置者である市町村により進められております。 県といたしましては、耐震対策を進めるにあたり、まず、耐震診断が必要となりますので、平成15年度から、市町村の内部職員でも診断を実施できるよう、県で開発した耐震診断用ソフトを全ての市町村に配布し、その使用方法について研修会を開催しております。 また、市町村によりましては、建築士の資格を有する職員がいないなど、診断を独自に実施することが困難なところもありますので、市町村の要請に基づき、教育局内の一級建築士の資格を有する職員を現地に派遣し、技術的な指導・助言を実施しております。 さらに、耐震改修工事の実施に当たっては、多額な財政負担を伴いますことから、これまで、様々な機会を捉え、国に対しまして、事業の円滑な執行が可能となるような財政措置を要望してまいりました。 今後も、公立小中学校の耐震対策の一層の促進を図るため、財政措置の充実について国に強く働きかけてまいります。 また、県立学校につきましては、校舎の耐震診断は、既に、全て完了しております。現在、この診断に基づいて耐震改修工事を進めておまして、平成15年度末の進捗率は、75.7パーセントとなっております。 今後とも、児童生徒の安全はもとより、地域住民の安全な避難場所を確保する観点から、耐震対策に積極的に取り組んでまいります。</p>	<p>判断する。</p>
<p>5. 「さわやか相談員」の公立中学校全校配置ならびに公立小学校への配置を行うこと。 要請の根拠 平成15年度の埼玉県公立学校における不登校児童生徒数は、小学校で1,429人（前年度比88人減）、中学校で5,999人（前年度比70人減）と減少傾向にはあるものの、依然深刻な状況にある。また、不登校児童生徒</p>	<p><教育局指導部生徒指導室> 学校や地域の実態に応じた教育相談体制の充実を図るため、市町村の裁量の拡大による「さわやか相談員」、「スクールカウンセラー」、「不登校児童生徒支援員」の配置に加え、本年度新たに小学校に「子どもと親の相談員」を配置したところがございます。 「さわやか相談員」の中学校全校配置につきましては困難な</p>	<p>× - B 教育相談体制の充実を図るための施策については、一定の評価ができるものの、要請内容に対する回答はゼロ回答である。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>が在籍する学校数は、小学校で833校中511校(61.3%)、中学校で425校中411校(96.7%)。いじめの発生件数は、小学校259件、中学校806件である。</p> <p>昨今の犯罪の低年齢化や子どもたちの自殺等を未然に防止するためには、子どもたちが抱える心の悩みを、少しでも解決していくことが必要であり、また、子どもたち自らが悩みを解決できる力を養っていくことが重要である。そのためにも保護者と学校、地域の緊密な連携をはかっていくことが必要であり、さわやか相談員の果たす役割は大きい。</p> <p>また、さわやか相談員は、けっして教員の補完的役割ではなく、子どもたちの評価をしない相談相手が学校にいることは、保護者はもちろんのこと子どもたちの課題解決においても重要である。</p> <p>さわやか相談員の公立中学校への全校配置ならびに公立小学校への配置は、子どもたちの健全な育成にも大きな意義があると考えます。</p> <p>・男女平等・人権政策</p> <p>1. 仕事と家庭の両立支援策を促進するため、全市町村にファミリーサポートセンターを設置すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>少子・高齢社会が急速に進む中、国や地方自治体において、その対策に向けた施策が進められているが、依然として、多くの女性が出産・育児や介護などの理由から、自らの意思に反して仕事の継続を断念している。</p> <p>少子・高齢社会に歯止めをかけるためには、労働者が育児や介護をしながら働き続けることができる環境をつくることが不可欠である。</p> <p>「ファミリーサポートセンター」は、育児の援助や高齢者等に対する軽易な介護などの援助を行いたい者と、援助を受けたい者が会員となり育児や介護について助け合う会員組織であり、労働者の育児および介護に対する</p>	<p>状況でございます。</p> <p>また、公立小学校へのさわやか相談員の配置につきましても困難と考えておりますが、今年度、国の調査研究委託事業を活用して新たに配置した「子どもと親の相談員」の配置拡充につきまして国に要望してまいりたいと存じます。</p> <p><労働商工部勤労者福祉課></p> <p>ファミリーサポートセンターは、平成10年度の開始以来、順調にその設置数は増え、平成16年9月現在で、県内33市町で設置されています。近年は、その設置数の伸びが鈍っておりますが、活動件数を見ますと、平成14年度約4万5千件、平成15年度約6万6千件、平成16年度は12月末現在で約66,500件でこのまま推移しますと約8万件を超えるものと思われまます。会員数も同様に大きく伸びているところです。</p> <p>昨年、制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき各地方公共団体には行動計画の策定が義務づけられており、その計画に盛り込む1項目として、ファミリー・サポート・センターの設置数が位置づけられています。</p> <p>各市町村では、住民へのニーズ調査を行い、その結果を参考にファミリー・サポート・センターの設置についての検討が進</p>	<p>B</p> <p>ファミリーサポートセンターの活動件数が伸びていることや、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」の定期的な保育等に関する事業にも盛り込まれたことから、一部前進と考えるが、「行動計画」の進捗状況を確認しながら今後の対応を要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性																																																								
<p>多様なニーズに柔軟に対応でき、地域における子育て支援・介護支援の機能強化に向けても重要な役割を担っていることから、全市町村に「ファミリーサポートセンター」を設置することが必要である。</p> <p>2. 保育所待機児童の解消に向け、低年齢児保育を拡充するとともに、駅型総合保育所や幼保一体施設などの整備をはかること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>核家族化や女性の社会進出が進んだことにより、保育所への入所希望が増大し、既存の保育所では対応できずに多くの待機児童が生じている。</p> <p>埼玉県では平成15年4月1日現在、保育所待機児童が約3,400人いるとされており、中でも低年齢児(0~2歳児)のウエイトは高く、全体の63.5%を占めていることから、低年齢児保育の拡充は保育所待機児童の解消につながるものと考えます。</p>	<p>められているところですが、ファミリーサポートセンターの需要は、まだ伸び続けるものと思われますので、設置に向けて検討を進めている市町村に対しまして、引き続きその支援を進めて参ります。</p> <p>【設置状況】 年度別設置状況()内は新規設置 平成16年12月末日現在</p> <table border="1" data-bbox="949 395 1758 472"> <thead> <tr> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>6(3)</td> <td>14(8)</td> <td>19(7)</td> <td>25(6)</td> <td>31(6)</td> <td>33(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【会員数の推移】 平成16年12月末日現在</p> <table border="1" data-bbox="943 580 1765 772"> <thead> <tr> <th>(人)</th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数</td> <td>2,799</td> <td>5,086</td> <td>7,893</td> <td>11,539</td> <td>13,703</td> </tr> <tr> <td>依頼会員</td> <td>1,534</td> <td>3,044</td> <td>4,944</td> <td>7,578</td> <td>9,223</td> </tr> <tr> <td>提供会員</td> <td>871</td> <td>1,448</td> <td>2,060</td> <td>2,708</td> <td>3,033</td> </tr> <tr> <td>両方会員</td> <td>394</td> <td>594</td> <td>889</td> <td>1,253</td> <td>1,447</td> </tr> </tbody> </table> <p>【利用件数の推移】 平成16年12月末日現在</p> <table border="1" data-bbox="943 880 1765 957"> <thead> <tr> <th>(件)</th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数</td> <td>11,481</td> <td>27,286</td> <td>44,641</td> <td>66,477</td> <td>66,530</td> </tr> </tbody> </table> <p><健康福祉部こども家庭課> 仕事と子育てを両立し、誰もが安心して豊かに子育てができる環境を整備するため、平成18年度末までに保育所の待機児童を解消することを目標とし、平成15年度から平成18年度までの4年間に保育所等の入所受入枠を約8,200人分拡大する計画に取り組んでいます。</p> <p>平成16年度は、約2,200人分の入所受入枠を拡大するため、保育所の整備はもとより、駅型総合保育所や駅前等保育サービス提供施設、あるいは幼稚園と保育所の一体施設や認可外施設の認可化移行など、利用者のニーズに対応した多様な手法で取り組んでいるところです。</p>	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	3	6(3)	14(8)	19(7)	25(6)	31(6)	33(2)	(人)	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	会員数	2,799	5,086	7,893	11,539	13,703	依頼会員	1,534	3,044	4,944	7,578	9,223	提供会員	871	1,448	2,060	2,708	3,033	両方会員	394	594	889	1,253	1,447	(件)	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	利用件数	11,481	27,286	44,641	66,477	66,530	<p>A</p> <p>16年度より認可化移行された認可外施設及び、幼保一体施設や総合駅型保育所の整備・拡充が進められるとともに、0歳~2歳の低年齢児保育の実施を基準としていることから要請を満たしており完結とする。</p> <p>但し、保育所待機児童</p>
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16																																																				
3	6(3)	14(8)	19(7)	25(6)	31(6)	33(2)																																																				
(人)	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度																																																					
会員数	2,799	5,086	7,893	11,539	13,703																																																					
依頼会員	1,534	3,044	4,944	7,578	9,223																																																					
提供会員	871	1,448	2,060	2,708	3,033																																																					
両方会員	394	594	889	1,253	1,447																																																					
(件)	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度																																																					
利用件数	11,481	27,286	44,641	66,477	66,530																																																					

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>低年齢児保育は、乳幼児に対する保育に従事する者の数や保育室等の構造設備及び面積等、3～4歳児の幼児保育に比べて基準が高いことから、低年齢児保育を実施しない保育所が多いことも事実である。低年齢児保育を実施する保育施設への支援を行い施設の拡充をはかるとともに、駅型総合保育所や幼保一体施設などの整備に向けた施策が必要である。</p> <p>3 児童虐待の早期発見と防止に向け以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 児童虐待を早期に発見できるように、県内すべての市町村に「児童虐待ネットワーク」を早期に設置するとともに、その機能の充実をはかること。</p> <p>(2) 虐待を受けた児童の心のケアならびに虐待を行う保護者に対する再発防止に向けたカウンセリング等を実施するため、「心のケアセンター」を設立すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>(1) 埼玉県では、虐待相談の統計をとりはじめた平成2年度の相談件数は58件であったが、平成15年度では1,814件と約31倍にも増えている。</p> <p>また、本年6月末現在の相談件数は566件であり、昨年の同時期に比べ134件も増加しており、平成15年度を上回る勢いである。</p> <p>昨今の児童虐待の事件をみると、虐待の発見・対応が遅れたことにより、何の抵抗もできない子どもの心と体を傷つけ、時には尊い命すらも奪っている状況にあることから、地域の関係機関によるネットワークが的確に機能していくことが求められている。埼玉県では平成16年4月1日現在、児童相談所・保健センター・教育委員会・警察署・消防署等からなる「市町村児童虐待ネットワーク」が73市町村に設置されているが、未設置の市町村への早期設置とその機能の充実が求められている。</p>	<p>特に、幼保一体施設については、0歳から2歳の低年齢児向けの保育所を想定しており、低年齢児保育の拡充に資するものと考えております。</p> <p>平成17年度においても、幼保一体施設の整備を始め、駅型総合保育所の整備などにより、約2,000人分の受入枠拡大に取り組んでまいります。</p> <p>(1)</p> <p><健康福祉部児童虐待対策室></p> <p>児童虐待が起こる要因は複雑であり、一つの機関で対応するのは困難です。このため、様々な機関がネットワークを築き、連携して対応する必要が生じます。</p> <p>現在、ネットワークは75の市町村に設置されており、83.3%の設置率です。全国の設置率39.8%(16年6月1日現在)に比べ、2倍以上のとなっております。</p> <p>また、児童福祉法の改正により、地方公共団体に「要保護児童対策地域協議会」を設置することとされました。「児童虐待防止ネットワーク会議」が発展的に移行するよう市町村への働きかけを行うとともに、児童相談所を中心にその機能が充実するよう研修を進めてまいりたいと存じます。</p> <p>(2)</p> <p><健康福祉部児童虐待対策室></p> <p>虐待を受けた児童の心のケアや虐待を行った保護者へのカウンセリングは、虐待の再発防止、家族の再統合にとって重要なことと考えております。このため、一時保護所や児童養護施設に心理担当職員を配置するほか、児童相談所に精神科嘱託医を配置しカウンセリング等にあたっているところです。</p> <p>また、15年3月「子どもの心のケアハウス」整備構想を策定し、これを具体化するため関係機関と調整を図っているところです。</p>	<p>の解消に向けては、今後の動向を見極めつつ再要請を検討する。</p> <p>B</p> <p>児童福祉法の改正により、「児童虐待防止ネットワーク」を充実させ法的根拠をもたせた「要保護児童対策地域協議会」に移行(設置)することとしたのは、法的面・機能充実の面で一部前進と考えるが、「要保護児童対策地域協議会」へのスムーズな移行と設置を見極めつつ再度要請をする。</p> <p>B</p> <p>一時保護所・児童養護施設等への心理担当職員や精神科嘱託医の配置については一部前進と考えるが、「子どもの心のケアハウス」整備構想が前進していないことから、引きつづき進捗状況を見極めつつ再要請をする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 現在、児童養護施設や一時保護所に入所している子どもたちの約半数が、かつて虐待を受けた子どもたちであり、その施設には、臨床心理士等の配置や派遣がなされているものの、人数不足から適切なケアがなされているとは言い難い。</p> <p>「心のケアセンター」を設立し、虐待を受けた子どもたちが、早期に専門家によるきめ細かな心のケアを受けることができ、また、子どもが親元に帰ったときに再び虐待が繰り返されないために、保護者に対するカウンセリングを行うことが必要である。</p>		

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性